

区民参画の進展を採る

— 令和4年度区民参画現況調査報告 —

令和5年7月
企画政策部・区民部

目次

はじめに	1
調査の概要	2
1 協働を背景とした区民参画に関する調査	4
グラフ1 区と協働している事業についての年度別事業件数	5
グラフ2 協働する段階について	6
グラフ3 協働の相手について	7
資料1 区民参画が行われている事業	8
2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査	24
グラフ4 公募区民委員のいる審議会等の数	25
グラフ5 審議会等の構成員数内訳	26
グラフ6 審議会等の構成員割合	27
資料2 審議会等構成員調査	28
資料3 公募区民委員調査	32
資料4 行政委嘱委員・区政協力員等の調査	35

はじめに

本区は、「協働・協治」を自治の理念とした「文^{ふみ}の京^{みやこ}」自治基本条例に基づき、協働を背景とした区民参画を積極的に推進し、住民自治による新たな洗練と成熟の都市自治体の創造を目指しているところです。

また、平成22年6月、従来の基本構想の理念を継承し、文京区が新たな段階に発展していくため、区民、地域活動団体、NPO、事業者等と共に行動する指針となる新たな基本構想を策定しました。この基本構想の実現に向けて、区では様々な取組により、区民参画の推進を図っております。

この度、協働を背景とした区民参画の更なる推進に資することを目的に、庁内における区民等との協働事業の状況及び審議会等構成員、公募区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の参画状況の調査を行い、令和4年度の区民参画の現況をまとめましたので、その結果を報告いたします。

今後も、社会福祉協議会が運営する「フミコム（中間支援施設）」との有機的な連携を図りながら、引き続き担い手の創出と育成に取り組んでまいります。また、地域活動センターを活用し、町会・自治会等の既存組織やNPO、企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進する中で、様々な地域課題の解決に取り組んでまいります。

令和5年7月 企画政策部 区民部

調査の概要

本調査は、令和5年3月31日を基準日としています。

1 協働を背景とした区民参画に関する調査

区民と区が協働している事業の現況（事業の開始時期・事業概要・協働の相手・協働している人数）についてまとめています。

- (1) 事業開始時期は、平成25年度以前と、それ以降は1年ごとに区分けしてまとめています。
- (2) 令和4年度に実施しない事業でも、隔年実施等により継続している場合は対象としています。
- (3) 類似事業が複数ある場合には、「各種大会」のようにまとめて記載している場合もあります。
- (4) ここでいう区民参画とは、区民と区が何らかの形で協働して事業を進めることを言います。
- (5) 区民参画の段階としては、「事業を計画する段階」、「事業を実施する段階」、「実施した事業を評価する段階」があります。
 - ア 事業を計画する段階
【例】各種大会の計画等。ただし、計画策定の際に設置する審議会等への区民参画については、「2 審議会等構成員、公募区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の調査」において取りまとめているので、ここでは除いています。
 - イ 事業を実施する段階
【例】男女平等センターの運営、各種大会の実施等
 - ウ 実施した事業を評価する段階
【例】協働先の団体との話し合い等、事業の結果や成果等の評価
- (6) 協働の相手は、大きく「個人」、「団体・コミュニティ」、「法人・その他」の3つに分けています。
 - ア 個人…在住者、在勤者、在学者
 - イ 団体・コミュニティ…町会・自治会、PTA、NPO法人・ボランティア団体、法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等（青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等）
 - ウ 法人・その他…学校法人、その他の公益法人及び非営利法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等）、民間企業、その他

2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

(1) 資料2「審議会等構成員調査結果」

区に設置されている行政委員会（地方自治法第180条の5）、附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3）及び区長等の私的諮問機関として設置されている審議会等の構成員区分別の人数内訳についてまとめています。

(2) 資料3「公募区民委員調査結果」

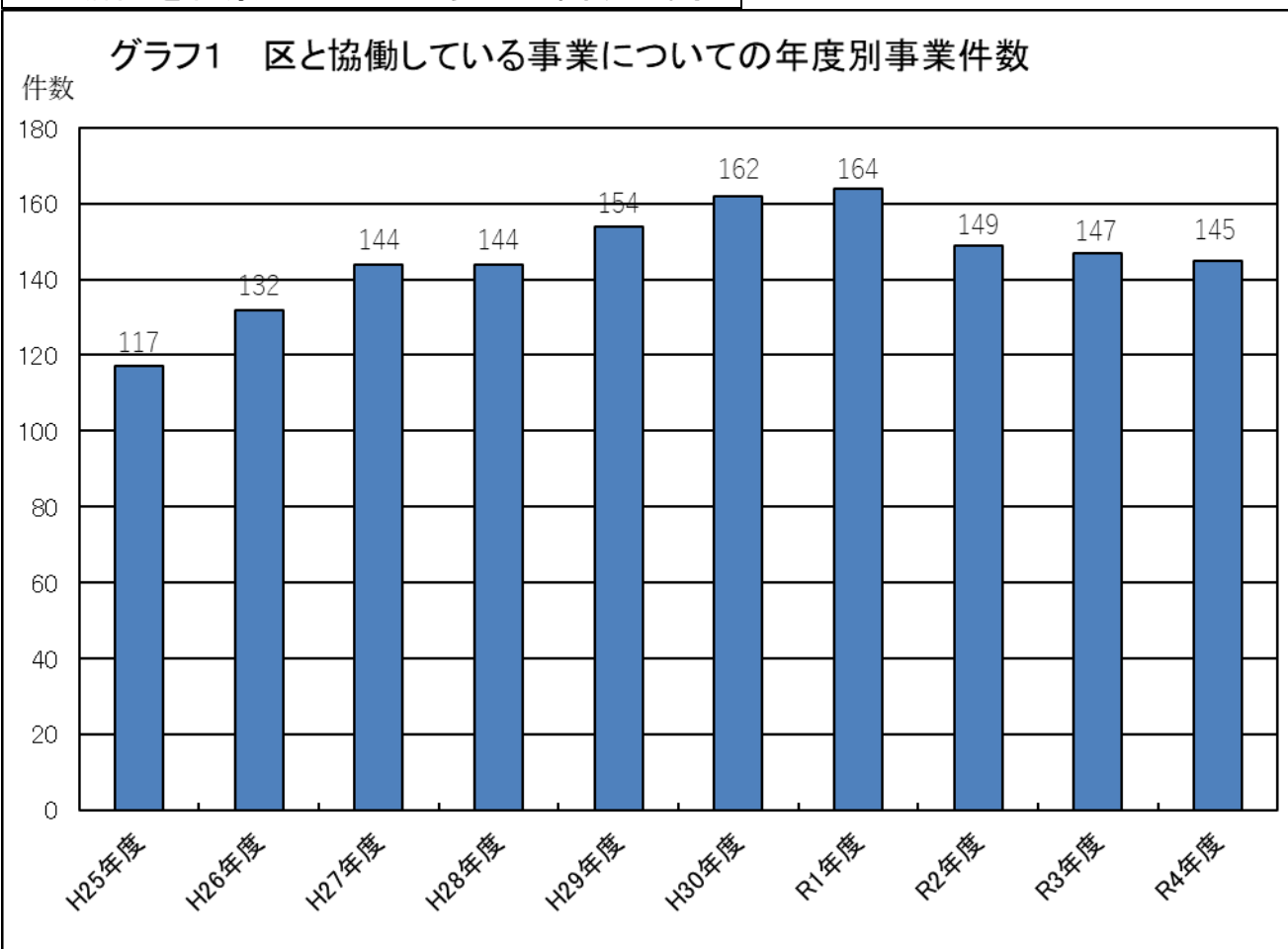
区民等から公募した構成員（「公募区民委員」）のいる審議会等における当該委員の人数、割合、応募資格、募集方法、選考方法等についてまとめています。

(3) 資料4「行政委嘱委員・区政協力員等調査結果」

法律、条例、規則、要綱等に基づいて区が委嘱した委員又は指導員、協力員、連絡員その他区政運営に協力・関与をする区民等（「審議会等構成員調査」の審議会等委員は除きます。）を広く「行政委嘱委員・区政協力員」と捉えて、各課における所管状況についてまとめています。

1 協働を背景とした区民参画に関する調査

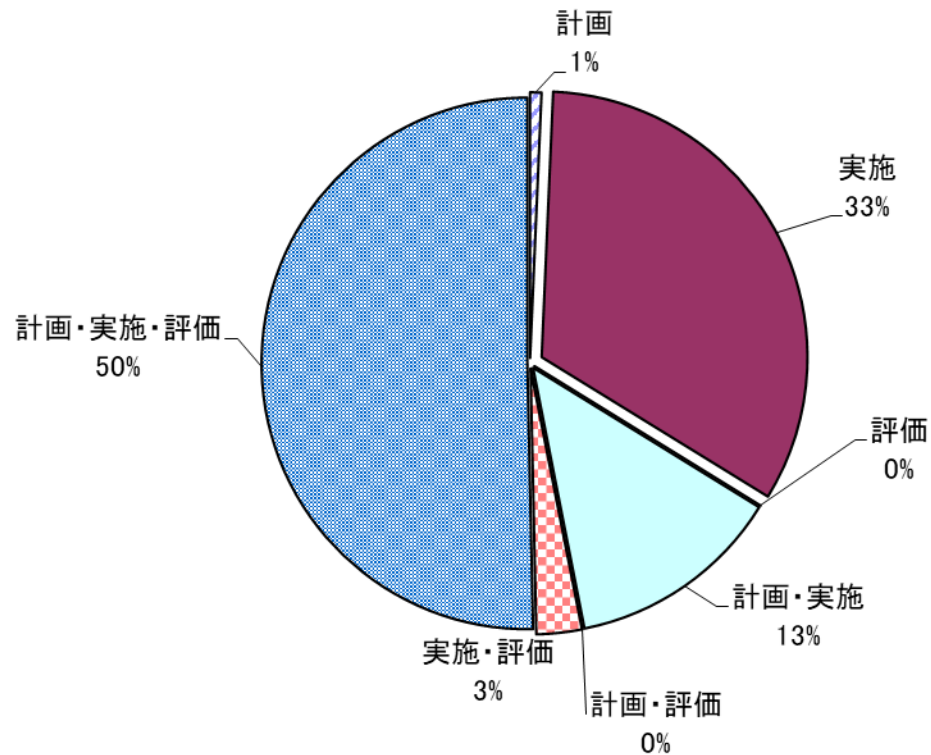
1 協働を背景とした区民参画に関する調査



【解説】

- ◆令和4年度に協働事業として実施された事業は、145件である。
- ◆「文の京」自治基本条例の施行（平成17年4月）以降、新たに協働事業として実施しているものは、令和4年度現在76件である。

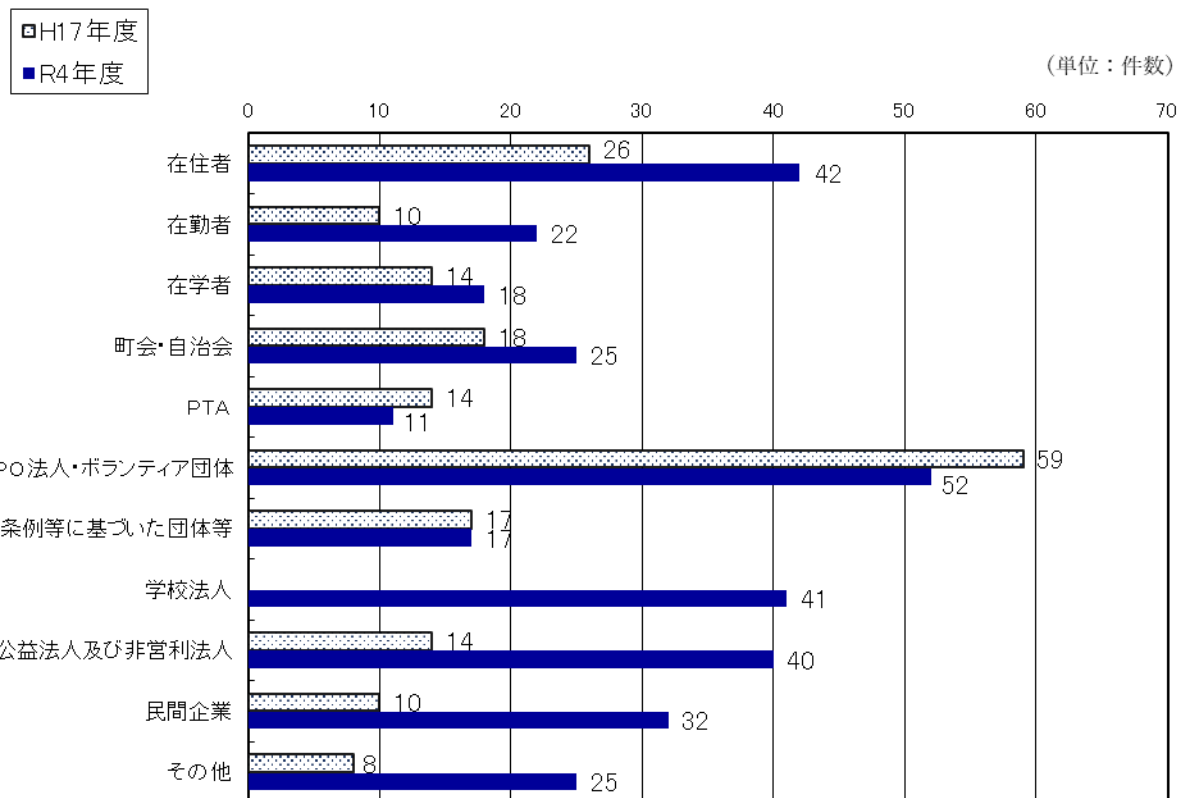
グラフ2 協働する段階について
(合計=145事業)



【解説】

- ◆協働事業のうち「計画」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 64%で、全体の 3分の2 程度の事業が、区民との協働により計画を立てている。
- ◆「実施」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 99%に上り、協働事業のほとんどとなっている。
- ◆「評価」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 53%で、全体の約半数である。
- ◆「計画・実施・評価」と全ての段階において協働している事業は、50%である。

グラフ3 協働の相手について(平成17年度と令和4年度との比較)



【解説】

◆「文の京」自治基本条例の施行時の平成17年度と比べ、協働事業の相手先団体は増加しており、中でも「在住者」「公益法人及び非営利法人」「民間企業」について大きく増加している。

◆令和4年度に区と協働している人数は延べ13,922人、団体数は延べ1,970団体である。

※ 数字は事業件数を表す。複数回答であるため、グラフ1の年度別事業件数とは一致しない。

※ 協働の相手「学校法人」については、平成18年度から回答区分を設けたため、平成17年度は、件数の表示がない。

資料1 区民参画が行われている事業

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考					
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数		
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	が体法に構成員となる団体等	法や条例・要綱等に基づいて自治					学校法人	その他の公益法人及び非営利法人
1	総務課	男女平等センター管理運営	1										文京区女性団体連絡会(文女連)が平成18年度から指定管理者として、文京区男女平等センターの管理・運営を行っている。	1	1	1											1	12	人数は、事業運営に携わる数(常任委員のみ) 文京区女性団体連絡会(61団体による集合体)	
2	総務課	文京オレンジデーキャンペーン			1								11月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に、オレンジ色をシンボルカラーに、協力団体による啓発品の配布やビデオメッセージの放映を通して、暴力の根絶を呼び掛ける。	1	1									1	1	1	1	18	- 区内9大学、(公財)日本バスケットボール協会、(公財)日本サッカー協会、(株)東京ドーム、区内警察4署、文京区女性団体連絡会、UN Women(国連女性機関)日本事務所	
3	総務課	カラーリボンフェスタ	1										ハラスメント防止等、ジェンダー平等推進と人権に係るウェアネスリボンの啓発活動を、協力団体による展示やトークを通して、広く区民へ周知する。	1	1												1	12	- 文京区女性団体連絡会外11団体	
4	総務課	男女平等参画・ダイバーシティ推進啓発事業			1								男女平等参画やダイバーシティ推進をテーマに、区内団体等と協力し、区民向けのセミナー、ワークショップ、展示会を開催する。	1	1												1	1	5	- ・女性再就職準備セミナー(公財東京しごと財団) ・思い出のランドセルギフト(公財ジョイセフ) ・雇用主研修会(ハローワーク飯田橋) ・難民映画祭(NPO法人国連UNHCR協会) ・文京SOGIにじいろ映画会(株)アウト・ジャパン) ・文京SOGIにじいろ講座(株)アウト・ジャパン) ・ピア・アクティビスト育成事業(公財ジョイセフ)
5	総務課	国際女性デーシンポジウム			1								3月8日の「国際女性デー」を記念し、女性の権利や生き方、活躍する場を広げていくことについて考えるシンポジウムを開催する。	1	1												1	1	2	- UN Women(国連女性機関)日本事務所、公財ジョイセフ
6	職員課	文京区インターンシップ	1										区政を区民、学生等にとって身近なものとし、区政への関心を高めることにより、区民志向の質の高い効率的な行政運営体制を確立することを目的に、区政実務の体験実習(インターンシップ)を実施する。		1											1		7	R4年度は感染症対策として、受け入れ人数及び受け入れ期間を減らして実施。7教育機関から計10名の学生を受け入れた。	
7	危機管理課	青色防犯パトロール	1										町会、募集したボランティア等により、青色防犯パトロール隊を結成し、通学時間帯や夜間の巡回を行う。		1													2	- 文京安全安心パトロール隊、SYM三団体災害連合会	
8	危機管理課	客引き行為等の防止				1							客引き行為等防止特定地区において、客引き行為の防止に関する広報及び啓発並びに客引き行為と認められる者に対する注意喚起を行う。	1	1												1		- 湯島地区環境浄化推進委員会	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考						
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			法人				その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数			
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体					法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人
9	防災課	総合防災訓練	1									区、区民防災組織、警察、消防等防災関係機関が一体となり、災害発生を想定して訓練を行うことにより、防災行動力の向上を図る。平成26年度から、年1回の防災フェスタと年4回の避難所総合訓練の計5回で実施している。	1	1	1					1	1			1	1	1	52	-	【避難所総合訓練】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度から延期した訓練を含めた6か所で実施した。 協働団体:6協議会(22町会)、本郷消防署、小石川消防署、富坂警察署、文京手話会等(8団体) 【防災フェスタ】 教育の森公園・文京スポーツセンターにて関係団体を招待し、防災フェスタを実施した。 協働団体:消防(小石川・本郷)、消防団(小石川・本郷)、警察(大塚・富坂・本富士・駒込)、魚沼市、東京都下水道局北部事務局等(22団体)
10	防災課	避難所運営訓練	1									区、区民防災組織、PTA、学校職員等が一体となり、災害発生時の初動期における避難所の運営訓練を行う。	1	1	1					1							47	505	団体数・人数は、令和4年度実績(計11協議会が実施)
11	防災課	防災教室	1									町会、学校等の地震体験、煙体験、消火訓練等の自主的訓練へ協力する。		1						1	1	1					-	-	令和4年度実績:52回
12	防災課	区民防災組織等の活動助成	1									区民防災組織、PTA、文京区青少年健全育成会、中高層共同住宅等の管理組合等が防災行動力の強化を目的に自主的な活動を行った場合、活動費の一部を助成する。		1						1	1			1	1		60	-	令和4年度実績 (中高層共同住宅等防災対策費用助成利用団体数…24団体、区民防災組織等活動助成利用団体…36組織)
13	防災課	消防団消防操法大会	1									主催は消防団であり、区は、区長賞としてトロフィーを用意している。また、他の訓練についても、消防署から情報が来る。		1											1		-	-	R4.6.5小石川地区、R4.6.12本郷地区 例年協働団体:小石川消防署、本郷消防署、小石川消防団、本郷消防団
14	区民課	はたちのつどいを考える会	1									区内在住の新成人を対象に、成人式を開催する。13年度から、区内新成人を含めた「はたちのつどいを考える会」を設置し、成人式の企画等を考える。	1	1	1	1											-	5	人数は、はたちのつどいを考える会委員
15	区民課	地域広報紙発行補助	1									広報紙作成事業についての補助金を交付する。	1	1	1					1							37	-	区内町会・自治会
16	区民課	地域振興活動補助	1									地区町会連合会及び町会・自治会が連合して実施する地域振興のための活動事業に対して、補助金を交付する。	1	1	1					1							9	-	地区町会連合会
17	区民課	不忍通りふれあい館自主運営補助	1									不忍通りふれあい館を自主運営するために、運営事業に対して地元団体へ補助金を交付する。	1	1	1	1											-	17	人数は、不忍通りふれあい館運営協議会委員の数

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考										
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数				
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法 人 ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体		法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人	そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人				民 間 企 業			
18	区民課	Bーぐる「+ワン!」サービス	1									Bーぐるの乗車券(一日券・普通回数券・時差回数券・定期券)の提示により、協力店で料金の割引やポイントアップ、1品サービス等の特典が受けられる。	1											1		43	-	団体数は、サービスが受けられるお店の数					
19	区民課	入園料等の割引サービス	1									Bーぐるの一日乗車券を提示することで、入園料等の割引サービスが受けられる。	1												1	1	15	-	(株)東京ドーム外14団体				
20	区民課	ふれあいサロン	1									地域コミュニティの活性化をコンセプトとして、地域における区民間の交流(つながり)の醸成、NPO・ボランティア活動等の推進、啓発講座等の講座をNPO等と協働して開講する。	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1	1	25	-	その他の団体 ・医療法人社団日成会等		
21	区民課	地域連携に向けた意見交換会・交流会					1					町会・自治会、NPO・ボランティア団体、企業及び大学等、地域で活動する様々な団体等が一堂に会する場を設け、地域連携についての意見交換会を行うとともに、連携促進に向けた交流会を行う。	1	1	1				1					1		1	1	-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体:向丘地区町会連合会、文京区社会福祉協議会外10団体			
22	地域活動センター	こまじいのうち	1									地域におけるNPOが駒込地区町会連合会と連携して、実行委員会、運営委員会を組織し、ボランティアを主体に「こまじいのうち」を運営している。	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	1	12	-	駒込地区町会連合会、文京区社会福祉協議会及びNPOやボランティア団体等
23	地域活動センター	談話室		1								様々な団体の協働による実行委員会の支援により、高齢者等の居場所「談話室」を運営している。	1	1	1	1	1	1	1	1	1								6	-	汐見地区町会連合会、高齢者あんしん相談センター、文京区社会福祉協議会等		
24	経済課	消費生活センター企画展	1									消費生活に係る問題について、分かりやすく見やすい展示により広く発信し、啓発を行う。	1	1	1					1								6	6	文京区消費生活センター登録消費者団体 新日本婦人の会文京支部外5団体 人数は、団体代表者数			
25	経済課	文京博覧会	1									区内産業・商業・伝統工芸団体等の展示、実演、体験販売を行うことにより、区内産業の製品や技術・活動を広く紹介する。	1	1											1		11	11	実行委員受託団体数 一般社団法人文京区勤労者共済会外10団体 人数は、団体代表者数				
26	経済課	消費生活推進員	1									区が実施するイベント等の参加者に、悪質商法の手口を伝えてもらうなど「消費者被害の防止」「消費生活に関する知識や情報の普及」のため、啓発活動を行う。		1													-	13	-	消費生活推進員養成講座修了者			
27	アカデミー推進課	五大まつり	1									文京花の五大まつりについて、後援及びPR経費等の補助を行い、観光事業の振興を図る。 ※さくらまつり・つつじまつり・あじさいまつり・菊まつり・梅まつりの各実行委員会への後援・補助	1	1	1					1							1		5	215	文京さくらまつり実行委員会外4団体 人数は、実行委員数		
28	アカデミー推進課	朝顔・ほおずき市	1									文京朝顔・ほおずき市について、後援及びPR経費等の補助を行い、観光事業の振興を図る。 ※実行委員会への後援・補助	1	1	1												1		51	文京朝顔・ほおずき市実行委員会 人数は、実行委員数			

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考				
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人					そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人
29	アカデミー推進課	下町まつり	1									根津・千駄木下町まつりについて、後援及びPR経費等の補助を行い、観光事業の振興を図る。 ※実行委員会への後援・補助	1	1	1					1						1	80	根津・汐見地区合同事業実行委員会 人数は、実行委員数	
30	アカデミー推進課	文京ふるさと歴史館友の会文京まち案内	1									文京区内の案内を希望する団体等に、文化財等の解説、史跡めぐり等のガイドをボランティアとして行い、区民及び文京区を訪れた人々の生涯学習活動の推進に寄与している。	1	1	1					1						1	14	文京ふるさと歴史館友の会 人数は、ガイド等のボランティア数	
31	アカデミー推進課	国際交流フェスタ	1									外国人と区民の文化を通じた友好交流・相互理解の推進を目的として実施する。企画運営を参加団体により構成する実行委員会が行う。	1	1	1								1		1	6	国際交流フェスタ実行委員会 人数は、実行委員数		
32	アカデミー推進課	英語観光ガイドツアー	1									外国人に区内の観光名所等を英語で案内する。英語観光ボランティア育成講座修了者が、ボランティアガイドを務める。	1	1	1	1	1									-	15	人数は、英語観光ガイド登録者数	
33	アカデミー推進課	各種大会の運営	1									区民の伝統芸能活動の発表の場として、各種大会を連盟・協会に委託している。また、主管できる連盟・協会がない事業については、区民から実行委員を選任し、区主管で運営している。	1	1	1								1		7	90	R4年度は、ホール改修のため吟剣詩舞道大会、日本舞踊のつどいは中止 文京区民謡協会 外6団体 人数は、役員数(民謡のつどいは実行委員数)		
34	アカデミー推進課	文の京ミュージアムネットワーク	1									区内の博物館、美術館、庭園等が協働し、文京区の歴史や文化資産に触れる機会を提供している。	1	1	1						1	1	1		38	6	団体数は加盟数、人数は幹事数		
35	アカデミー推進課	文京区秋の文化祭	1									区民の華道・茶道・書道・絵画の活動の発表の場として、連盟等の協賛で、文化祭を開催している。	1	1	1								1		3	53	文京区華道茶道連盟(会員22人) 文京区書道連盟(審査員・委員20人) 文京美術会(審査員数11人)		
36	アカデミー推進課	観光ガイド	1									観光インフォメーション事業の一部として、公募したボランティアにより、来訪者に対してまちあるきガイド等を行う。		1		1										-	26		
37	アカデミー推進課	常設展示ボランティアガイド	1									文京ふるさと歴史館では、地域住民等の学習成果を生かすための活動機会の提供と歴史館運営の活性化のため、「常設展示ボランティアガイド」を設置している。「常設展示ボランティアガイド」は、養成講習を受講した文京ふるさと歴史館友の会会員が、希望した来館者に常設展示の解説を行っている。	1	1	1					1							-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体：文京ふるさと歴史館友の会。人数は、「常設展示ボランティアガイド」登録者数
38	アカデミー推進課	区民能楽鑑賞会	1									公益社団法人宝生会の協力により、日本の伝統芸能である能楽鑑賞の機会を区民に提供し、能楽の普及と発展及び区民の文化活動の推進支援と文化情操の向上を図る。	1	1	1							1			1	-	-	公益社団法人宝生会	
39	アカデミー推進課	まるキャンマーケット								1		文化芸術に触れ合う機会の創出を図ることを目的とし、区内の若年層及びその家族を対象に、華・茶・書・香道体験を実施する。	1	1	1										1	-	-	【R4年度は、実施なし】 例年協働団体：定泉寺、常德寺、十方寺、妙清寺	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況 説明	協働段階			協働の相手							協働している団体数・人数		備考					
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から		令和3年度から	令和4年度から	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	
																	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等		学 校 法 人				そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人
40	アカデミー推進課	森鷗外没後100年記念事業						1			令和4年は、文京区ゆかりの文豪・森鷗外が本区で没し100年に当たることから、森鷗外を顕彰し、広く区内外に周知を図ることを目的に、森鷗外没後100年記念事業を実施する。	1	1	1										1	1	9	森鷗外没後100年記念事業実行委員会 人数は、実行委員数		
41	アカデミー推進課	文京区国内交流自治体食材購入費補助金							1		協定等締結自治体との間で食を通じた交流を活性化し、住民間の更なる交流促進につなげるため、区内で営業する飲食店が、協定等締結自治体で生産された食材を活用して、料理を提供した際に要した費用の一部を補助する。		1										1		16	-	団体数は、交付決定店舗数		
42	アカデミー推進課	I don't know(能) ... No(能) problem! ~みんなで楽しむ能プロジェクト~								1	公益社団法人宝生会と連携し、日本の伝統文化である能の鑑賞及び楽器等の体験の機会を区内の親子を対象に提供し、伝統文化への理解を深めてもらうことを目的に事業を実施する。	1	1	1						1					1	-	公益社団法人宝生会		
43	アカデミー推進課	展望ラウンジ超観光拠点化事業									シビックセンター25階展望ラウンジを活用した飲食等のイベント「Sky View Lounge BAR」を実施するとともに、1階観光インフォメーションと連携し、25階の来訪者に対して観光情報の提供を行う。	1	1	1									1		-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体、人数：文京区観光ガイド。人数はガイド登録者数		
44	アカデミー推進課	夜能動画配信事業									公益社団法人宝生会の有料動画配信を利用し、区民が自宅等にいながらも宝生流の能楽を鑑賞できるようにすることで、区の有する貴重な文化資源に触れる機会を創出する。	1	1	1						1					1	-	公益社団法人宝生会		
45	アカデミー推進課	第20回全国藩校サミット文京大会									各地域に息づいている藩校の伝統や精神を現代に活かそうという趣旨の「全国藩校サミット」を文京区で開催することで、区民が江戸時代の教育や文化に触れる機会を創出するとともに、区の文化を発信する。	1	1	1									1		1	18	【新規】 第20回全国藩校サミット文京大会実行委員会 人数は、実行委員数		
46	アカデミー推進課	小倉百人一首競技かるた名人vsクイーンドリームマッチ									かるたを文京区の新文化資源と位置づけ、「かるたの街文京」を区内外に幅広くPRするため、競技かるた界トップ選手である名人とクイーンによるドリームマッチを開催する。	1	1	1						1					1	-	【新規】 一般社団法人全日本かるた協会		
47	スポーツ振興課	各種教室(ファミリーハイキング)	1								家族単位や年齢層等に対して、事業目的に沿ったメニューを提供することにより、スポーツの振興と発展を図る。事業内容の企画・運営をスポーツ推進委員が行っている。	1	1	1						1					1	20	スポーツ推進委員会		
48	スポーツ振興課	地域派遣事業	1								文京区スポーツ推進委員・スポーツリーダー地域派遣要綱に基づき、地域におけるスポーツ愛好者のグループや社会体育の振興を目的とする団体から、スポーツ技術指導者の派遣申請があったときに、スポーツ推進委員又はスポーツリーダーを派遣している。	1	1	1						1					-	42	スポーツ推進委員(20人)及びスポーツリーダー(22人)の人数		
49	スポーツ振興課	ニュースポーツ等事業委託	1								ニュースポーツの技術を習得し、区民への紹介と普及を行うことを目的に、ニュースポーツ事業を行っている。	1	1	1						1					1	20	スポーツ推進委員会		
50	スポーツ振興課	区民大会等事業委託	1								各種区民体育大会の実施運営及び都民体育大会、都民生涯スポーツ大会への選手派遣や、スポーツ少年団の運営を行っている。	1	1	1						1					33	72	文京区体育協会(団体数は体育協会加盟団体数で、文京区テニス協会外32団体。人数は、体育協会の役員数)		

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考				
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体						法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等
51	スポーツ振興課	スポーツ交流ひろば	1										事業実施校18校のうち8校については、運営委員会による自主運営である。	1	1	1									8	93	団体数は、運営委員会数(金富小学校スポーツ開放運営委員会外7団体、人数は、指導員数)
52	スポーツ振興課	プール開放	1										スポーツ交流ひろば事業の一環として、コミュニティの育成と学校施設の有効活用を目的に、学校プールを無料で開放する。運営委員会による自主運営である。	1	1	1									-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
53	スポーツ振興課	少年軟式野球大会	1										少年軟式野球の普及及び児童の体力向上とスポーツへの関心を高めることを目的として、少年軟式野球大会を実施する。	1	1	1									1	5	文京区少年軟式野球連盟、人数は役員数
54	スポーツ振興課	少年サッカー大会	1										サッカーを通して心身を鍛え、子どもたちの健全育成を図るとともに、少年サッカーの競技力の向上及び少年サッカーチーム相互の交流を目的に少年サッカー大会を開催している。	1	1	1								1	2	5 協働団体: 文京区少年サッカー連盟、TOKYO UNITED FC、人数は文京区少年サッカー連盟の役員数及びTOKYO UNITED FC代表の人数	
55	スポーツ振興課	小中学生スポーツ教室	1										次代を担う子どもたちを健全に育成し、生涯学習、スポーツをより一層振興することを目的に、「小中学生スポーツ教室」をスポーツ団体に委託し、開催している。	1	1	1									1	-	協働団体: 文京区ローラースポーツ連盟
56	スポーツ振興課	スポーツ団体等協働事業	1										(公財)日本サッカー協会、(株)読売巨人軍、トヨタアルパルク東京(株)、トヨタ自動車(株)等、区内外のスポーツ関係団体と協働し、事業を行う。	1	1	1							1	1	1	10	(株)読売巨人軍、(公財)日本サッカー協会、(一社)CLUB LB&BRB、トヨタアルパルク東京(株)、(公財)日本バスケットボール協会、文化シヤッター(株)、トヨタ自動車(株)、ヨネックス(株)、(株)東京ドーム、東京ヴェルディ
57	スポーツ振興課	親子スポーツ教室	1										スポーツを通して親子の交流を図り、子どもたちの健全育成及びスポーツの振興を目的として、「親子スポーツ教室」をスポーツ団体に委託し、開催している。	1	1	1									1	-	協働団体: 文京区ボウリング連盟
58	スポーツ振興課	パブリックビューイング関連事業		1									サッカー等の国際大会等について、パブリックビューイングを行う。	1	1										1	-	協働団体: (公財)日本サッカー協会
59	スポーツ振興課	スポ・レクひろば			1								知的障害を持つ青年を対象に、各種スポーツ・レクリエーションの講座を開設し、スポーツを楽しむ環境を提供する。	1	1	1									1	-	NPO法人えこお - H27年度に「日曜青年講座」を事業見直した事業
60	スポーツ振興課	ぶんきょうウォーキング教室				1							子どもから高齢者までの幅広い年齢層の区民が、スポーツの楽しさを知り自らの健康の維持・増進を図るきっかけを作るため、ウォーキング事業を実施する。	1	1									1	20	スポーツ推進委員会	
61	スポーツ振興課	文京スポーツボランティア											区や地域等のスポーツ・レクリエーションの振興を推進するため、「支えるスポーツ」として、スポーツイベント等を支援する。		1		1	1	1						-	121	人数は、登録者数
62	福祉政策課	文京区社会を明るくする運動	1										罪を犯した人の更生と青少年の非行防止を目指し、保護司会・PTA・青少年健全育成会等関係30団体で推進委員会を結成し、広報啓発活動、社会を明るくする大会を行う。	1	1	1								1	1	30	165 団体数は社会を明るくする運動推進委員会構成団体数。人数は事業に関わった人の概数

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考			
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体					
63	高齢福祉課	高齢者いきがいづくり世代間交流事業「いきいきシニアの集い」	1										1	1	1				1					1	41	人数は、文京区高齢者連合会の役員・事業部員延41人
64	高齢福祉課	文京区ハートフルネットワーク事業	1															1	1	1				485	195	話し合い員 ・高齢者クラブ連合会 ・介護相談協力薬局・薬店 ・新聞販売店 ・配食サービス事業者 ・生活協働組合 ・牛乳販売店 ・東京電力、東京ガス ・社会福祉協議会 ・警察・消防 ・文京区浴場組合 ・医師会・歯科医師会 ・商店街 ・日本郵便株式会社 ・東京都茶協同組合文京支部 ・東京都電機商業組合文京支部 ・マッサージ室 ・水道局 ・金融機関 ・東京和生菓子商工業協同組合 ・コンビニエンスストア ・接骨院・整骨院
65	高齢福祉課	総合福祉センター祭り	1										1	1	1	1	1	1	1				18	24	団体数はセンター祭りの参加団体の数、人数は参加ボランティアの数	
66	高齢福祉課	「うちに帰ろう」模擬訓練(徘徊対応模擬訓練)			1								1	1	1		1						5	11	協働団体:三組町会・三組弥生会・湯島新花町会・本富士警察・東洋大学	
67	高齢福祉課	ただいま!支援SOSメール			1											1	1	1	1		1		177	852	人数は、本事業に参加している団体(区内事業者等)を含む。	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手										協働している団体数・人数		備考										
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)		団体数	人数								
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人	そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人	民 間 企 業												
68	高齢福祉課	セカンドステージサポートゼミ						1					区が発行する情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」に関して、ミドル・シニア層の区民の方々が、デザインやカメラ撮影などに関する講座を受講後、インタビューページの作成などその編集の一部に携わる。令和4年度より指定管理者の指定事業として実施している。	1			1																12	ミドル・シニア層の区民12人が編集に参加				
69	高齢福祉課	文の京フレイル予防プロジェクト								1			「栄養(食・口腔機能)」「運動」「社会参加」の3つの柱に着目した「フレイル予防」のための取組を行うことで、健康寿命の延伸を図ることを目的とした事業。区民のフレイルサポーターが、「フレイルチェック」の運営や、フレイル予防の普及啓発などに携わる。	1	1	1	1																		33	フレイルサポーター登録者数		
70	高齢福祉課	文の京介護予防体操(地域会場の運営)	1										元気な高齢者から、健康に不安を抱えている高齢者までが、地域会場で気軽に体操を行うことにより、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防する。		1			1																	83	文の京介護予防体操推進リーダー登録者数		
71	高齢福祉課	転倒骨折予防教室	1										要介護認定を受けていない高齢者に対し、専門職が筋力とバランス能力を向上させる体操を指導し、転倒骨折や寝たきり状態になることを予防する。		1			1																		30	転倒骨折予防体操ボランティア指導員登録者数	
72	高齢福祉課	介護予防展	1										広く区民に対して、各種介護予防教室及び文の京介護予防体操の展示や体験などを行うことにより、介護予防の重要性について周知啓発を図る。		1			1																		19	介護予防展従事ボランティア数	
73	障害福祉課	心身障害者(児)通所施設合同運動会	1										区内心身障害者(児)通所施設の利用者・保護者の交流を目的として開催している。各施設の職員から構成する実行委員会が中心となり企画・運営を行っている。	1	1	1	1	1	1				1	1	1										13	【R4年度実績】区以外の施設職員76人、スポーツ推進委員13人、学生6人、その他4人 文京区心身障害者・児通所施設合同運動会実行委員会(主催)、文京区社会福祉協議会、東京文京ライオンズクラブ、貞静学園短期大学(協賛)		
74	障害福祉課	一歩いっぽ祭り	1										地域との交流を目的として保護者会が実施するお祭りの当日の運営等に区職員が参加している。大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所で、それぞれ開催される。		1			1	1												1							【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
75	障害福祉課	ほんわかまつり	1										地域との交流を目的として保護者会が実施するお祭りの当日の運営等に区職員が参加している。		1			1	1	1											1					【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】		
76	障害福祉課	心身障害者(児)通所施設合同ボウリングの集い	1										榎東京ドームから会場や用具の無償提供等の協力を受け、文京区社会福祉協議会を主体とし、区と区内心身障害者(児)通所施設からなる実行委員会形式で実施している。区は、運営補助等を行う。	1	1	1														1	1					6	【R4年度実績】文京区心身障害者・児合同ボウリングの集い実行委員会主催(障害者施設職員4人)、東京ドーム職員1人、社協職員2人	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考			
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人				その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人				
77	障害福祉課	ライオンズクラブ招待ボウリング	1																						1	5	【R4年度実績】人数は東京中央ライオンズクラブ関係者	
78	障害福祉課	障害者インターンシップ事業	1																						7	61	【R4実績】17回実施 延べ人数:障害者37人、支援員24人	
79	障害福祉課	文の京ハートフル工房(文京区障害者施設商品販売会)	1																						8	-	R2.2-R4.12まで規模縮小施設改修工事に伴う区民ひろば定例即売会休止のため、代替会場企画を実施。R5.1から例年の開催形態を再開。 参加団体:8法人10ブース	
80	障害福祉課	文の京ハートフル工房コラボイベント			1																					-	【R4は休止】 過去の主なイベント: ・ハンドベル演奏会(H27-) (福)山鳥の会、Waseda/エルス ・体感音響システム体験会(H27-) ・尚美ミュージックカレッジ専門学校、パイオニア(株) ・よさこいダンス(H30-) ・貞静学園短期大学サークル「爽蘭会」 ・視覚障害音楽家コンサート(H28-) ・都立文京盲学校出身音楽家(個人)	
81	障害福祉課	文の京ハートフル工房外部出店			1																					5	-	文の京ハートフル工房 in TEISEI(貞静学園短期大学学園祭)
82	障害福祉課	障害者余暇支援事業「たまり場」	1																							-	【R4年度実績】 全9回開催 参加者計162名(職員を含む)	
83	介護保険課	アクティブ介護文京2022	1																						1	33	アクティブ介護実行委員会:28事業者、33人で構成 イベント来場者:11/16(水) 483人	
84	子育て支援課	子育てフェスティバル	1																							105	-	区内私立認可保育所、認証保育所、私立幼稚園

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考										
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数							
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人					そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人	民 間 企 業					
85	子育て支援課	子育て支援員研修			1								区及び文社協が実施する子育てサポーター認定研修において、区が実施する子育て支援員基本研修カリキュラムの研修講師の派遣、大学施設の利用並びに研修内容及び研修に必要な教材の作成を行う。	1	1														1	10	学校法人貞静学園貞静学園短期大学				
86	子育て支援課	地域団体による地域子育て支援拠点助成事業									1		地域団体が地域の子育て支援の充実を図るため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を実施する「地域子育て支援拠点」を運営するに当たり、開設及び運営経費の補助を行い、支援する。	1	1	1														4	40	特定非営利活動法人居場所コム 一般社団法人まちの広場 さきちゃんち運営委員会 特定非営利活動法人オアシス			
87	子育て支援課	子ども宅食プロジェクト									1		子どものいる生活困窮世帯に対し、企業等から提供を受けた食材を家庭に配送するとともに、その際にリスクなどを見付けた場合には、区に報告し必要な支援につなげていく。この取組は、自治体がNPO等と協働し実施している。なお、財源については、ふるさと納税を活用し、社会貢献としてこの施策に共感し、賛同を得た個人、企業からの寄付を原資とする。			1																7	-	NPO法人フローレンス他6団体と文京区がコンソーシアム(共同体)を形成して実施	
88	子ども家庭支援センター	文京区子どもおせっかい地域ネットワーク										1	子どもたちの健やかな成長のために、子どもと子育てをする人たちを地域で見守るために構築したネットワークである。協力団体は、日常の業務等の中で、子どもや子育て家庭について気になる点があった場合には、子ども家庭支援センターに連絡する等の協力を行う。			1																27	-	日本郵便株式会社小石川郵便局外26団体	
89	生活衛生課	動物との共生社会支援事業	1										動物愛護週間に行われる区主催の「動物愛護週間イベント」の際、動物愛護普及啓発のため、写真展示等を行う。			1																1	20	動物の愛護を目的とするNPO法人「文京動物愛護協会」 人数は協力者	
90	生活衛生課	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術	1										飼い主の不明な猫の繁殖を抑制し、「のら猫」の増加を防ぐことにより、区民の生活環境を保持し、動物愛護思想の普及を図る。			1																-	42	獣医師14 犬猫の正しい飼い方普及員28	
91	生活衛生課	麻薬・覚せい剤禍撲滅キャンペーン賛助活動	1										麻薬・覚せい剤等薬物乱用を防止するための啓発活動に対する賛助事業	1	1	1							1	1	1						24	32	団体会員数/人数は、東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会役員数		
92	生活衛生課	食品衛生協会事業補助	1										食中毒予防対策事業に対する事業補助	1	1	1																37	40	所属団体数/人数は、(一社)東京都食品衛生協会の下部組織である文京食品衛生協会に所属する団体数及び文京食品衛生協会の理事以上の役員数	
93	生活衛生課	環境衛生協会事業補助	1										環境衛生の向上を自主的に実施する体制づくり事業と事業推進のために補助金による補助	1	1	1																7	22	人数は、環境衛生協会の常任理事以上の役員数	
94	健康推進課	ハッピーベジタブル大作戦	1										区民が野菜をより多く摂ることによって、食の面から健康になれるよう、区民ボランティア(野菜大使・クッキング応援隊)と協働し、野菜摂取につながる様々な取組をハッピーベジタブル大作戦として実施する。			1																	15	60	協働団体数/イベント参加団体(拓殖大学工学部デザイン学科等)及び区民ボランティア(野菜大使・クッキング応援隊)の数
95	予防対策課	レッドリボン展	1										広く区民に対してHIV感染とエイズについての正しい知識と理解の普及啓発を図る。	1	1	1																	2	-	協力:オカモト(株)、東洋大学社会学部社会福祉学科(オカモト(株)ゼミ参加学生) 知っておきたい感染症予防豆知識と同時開催

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考								
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数		
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体		法 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人	そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人				民 間 企 業	
96	予防対策課	知っておきたい感染症予防豆知識						1				感染症蔓延防止対策について、国際的な政策目標である持続可能な開発目標に取り組むことを目的に区と事業連携の協定を結んだアース製薬株式会社とともに、国内における感染症対策の予防啓発を目的とする。	1	1	1													1	-	アース製薬株式会社(共催) 外務省、厚生労働省(後援) 年2回開催、うち1回はレッドリボン展と同時開催	
97	地域整備課	市街地再開発事業	1									老朽木造建築物の防災性の向上及び区の都市計画上の要請を実現するため、地区の権利者の意向を反映させた市街地再開発事業を通じて、耐火建築物の建築と公共施設等の整備を行う。【協働している団体名】春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合、後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合	1	1		1											1		2	21	春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合外1団体
98	地域整備課	まちづくりの推進	1									安全・安心なまちづくりを目指すため、地域に応じたまちづくりルール、地区計画の導入などを検討する。	1			1			1								1		4	58	湯島三丁目地区まちづくり協議会外3団体
99	道路課	文の京ロード・サポート	1									地域住民等と区が、道路の美化清掃や将来の改修計画について協働で取り組み、区民が愛着を持てる道路づくりを推進する。		1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1		19	911	協定を結んでいる19団体に加盟している人数
100	みどり公園課	公園ガーデナー	1									区立公園内等の花壇づくりを、区民及び区立小学校(2校)生徒と協働で行う。	1	1		1	1	1									1		2	50	区立小学校2校(湯島小学校、関口台町小学校)
101	みどり公園課	公園等の区民管理	1									従来、業者に委託していた区立公園等の清掃や除草などの管理を地域住民の参画で行い、公園等を良好な状態で維持する。		1					1	1									38	435	協働している人数は曙町会公園管理外37団体の関係者(延べ人数)
102	みどり公園課	自主管理花壇	1									花壇づくりに意欲的なボランティアグループに区立公園内等の植栽可能地を提供し、公園を美化する。	1	1		1			1	1						1		14	77		
103	みどり公園課	緑化事業サポート	1									区民等と協働し、緑化啓発事業である巨大スタンプラリーを実施する。	1	1		1	1	1						1					-	9	
104	みどり公園課	草花育成事業	1									種や苗から花が咲いた状態まで育成し、区立施設(区立小学校1校)で植栽する草花の一部を贈る。	1	1													1		1	-	区立小学校(関口台町小学校)
105	環境政策課	親子環境教室	1									環境問題への関心を高めることを目的とし、工作や実験等を行いながら学ぶ体験型環境教室を小学生親子を対象に開催する。		1							1								2	14	気象キャスターネットワーク 環境教育振興協会
106	環境政策課	歩行喫煙等禁止啓発事業	1									公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナーの向上及び地域美化活動の促進のため、シルバー人材センターへ委託し、また、地元の町会、区民ボランティア及び大学関係者の協力を受けて啓発活動を実施している。		1		1	1	1	1						1	1			16	155	文京区シルバー人材センター 本郷二・三丁目町会、順天堂大学、外13団体
107	環境政策課	環境ライフ講座	1									区民が、身近な生活からの視点を取り入れた環境保全に関する知識を習得し、環境イベントにおける啓発活動に参加することにより、地域の環境保全意識啓発活動等のサポーターとして実践力を身に付けるための講座を開催する。		1							1							1		6	環境教育振興協会

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考				
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人					その他の公益法人及び非営利法人
108	リサイクル清掃課	エコ・リサイクルフェア	1										資源循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクル意識啓発を目的に実施している。計画段階より実行委員会形式で各リサイクル・環境団体の発表、フリーマーケット等を企画し、行っている。	1	1	1							1			1	16	16	ステージ・エコ実行委員会外15団体 人数は、実行委員代表者数
109	リサイクル清掃課	生ごみ減量講座	1										家庭内及び地域内での生ごみの堆肥化やリサイクルへの理解を深めるために生ごみ減量塾を開催している。		1	1											1	3	緑のごみ銀行 人数は、講師・講師補佐数
110	リサイクル清掃課	ステージ・エコ	1										地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指し、各種資源回収やフードドライブ(未利用食品の回収)、環境関連パネル展示等を実施している。	1	1	1											1	13	ステージ・エコ実行委員会 人数は、実行委員数(平成20年6月1日 設立)
111	リサイクル清掃課	エコ先生の特別授業	1										リサイクル、環境保全に関する各分野の有識者が、申請者の元へ出張し、身近なエコや3Rに関する講座を実施している。		1		1	1						1		1	10	10	人数は「エコ先生の特別授業」講座一覧 中の個人・団体登録者数
112	リサイクル清掃課	団体育成自主講座	1										循環型社会形成に向けて、3R活動に対する区民の意識向上及び3R推進・啓発団体の育成支援を図るため、区民団体リサイクルイン文京との協働により、バス見学会や公開講座を実施している。	1	1	1	1									1	33	リサイクルイン文京 人数は、会員数	
113	リサイクル清掃課	リサイクル推進協力店	1										環境に負荷の少ない社会の形成に向け、区民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生抑制と資源の有効活用がなされるよう、ごみの減量化、リサイクルの推進及び食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者を募集し、リサイクル推進協力店として認定している。		1	1	1	1							1	1	42	-	協力店登録店舗数(小売店、法人)
114	リサイクル清掃課	ぶんきょう食べきり協力店								1			食品ロス削減のため、食べ残し対策に取り組む区内店舗を「食べきり協力店」として登録することで、その取組を周知するとともに利用者への食べ残し削減の啓発・推進を図る。		1	1	1	1					1			1	69	-	協力店登録店舗数(小売店、法人) その他(文京区役所職員互助会食堂、 区内大学食堂)
115	文京清掃事務所	播磨坂清掃事業所運営事業	1										播磨坂清掃事業所の運営及び附帯施設の使用等に関する近隣住民と区との協議の場として、播磨坂事業所運営協議会を設置して、事業所を運営していく。	1	1	1	1										7	9	18年度からリサイクル清掃課から文京清掃事務所に移管された。 人数は委員数、団体数は附帯設備利用 の区組織を含む。
116	教育総務課	家庭教育講座	1										家庭における教育に関する学習の機会提供及び充実を図るため、区立小・中学校及び幼稚園のPTAの協力を得て、家庭教育に関する講座を実施している。	1	1	1											3	4	幼稚園PTA連合会、小学校PTA連 合会、中学校PTA連合会
117	教育総務課	PTA育成	1										PTA育成を目的とし、PTAの学習の機会、PTA相互の交流の場として、区立小・中学校及び幼稚園PTAの協力を得て、講演会、広報研修会を開催する。また、PTA連合会事業を共催し、又は支援している。	1	1	1											40	188	団体数は、区立小・中学校及び幼稚園P TAの数
118	教育総務課	文京区スクールガード	1										PTAや町会など地域のボランティアの方々が見守るスクールガード活動を、区立小学校ごとに組織して実施している。	1	1	1	1										20	2,992	区立小学校を単位として組織している。

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手								協働している団体数・人数		備考			
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)		団体数	人数	
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人					そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人
119	教育総務課	地域学校協働本部事業	1																								25	3,250	地域学校協働本部設置校: 礪川、柳町、林町、明化、青柳、関口台町、小日向台町、金富、窪町、大塚、湯島、誠之、根津、千駄木、汐見、昭和、駒本、本郷、第一、第三、第六、第八、第九、第十、文林、茗台、本郷台、音羽 放課後学習支援事業実施: 関口台町、大塚、湯島、誠之、根津、千駄木、第一、第六、第八、第九、文林、茗台、本郷台、音羽
120	教育総務課	青少年委員活動	1																								1	30	30小・中学校 各1人
121	教育指導課	学校週五日制に伴う施設開放	1																								-	3	人数は、指導員数
122	教育指導課	バリアフリーパートナーの運営	1																								-	60	学生・区内在住者等のボランティア
123	教育指導課	教科書採択	1																								2	-	採択年度に実施。本年度未実施 次回は、令和5年度に実施予定
124	教育指導課	大学との連携による学習指導補助員配置事業	1																								37	102	中央大学・筑波大学・東京大学・東洋大学等
125	教育指導課	学生による授業のインターンシップ	1																								1	2	お茶の水女子大学
126	教育指導課	理科推進事業	1																								1	1	お茶の水女子大学
127	教育指導課	往還型教育実習	1																								1	5	東洋大学
128	児童青少年課	こどもひろば	1																								5	5	団体数は、自主運営委員会数(指ヶ谷校庭開放やきの会外4団体)、人数は代表者数

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考				
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人					その他の公益法人及び非営利法人
129	児童青少年課	子ども110番	1																							20	133	例年協働団体、人数:団体数は、調査活動に協力してくれた区立小学校PTAの数。人数は、調査協力者数	
130	児童青少年課	青少年の社会体験・地域参画推進事業		1																						9	715	青少年健全育成会委員数	
131	児童青少年課	家族のふれあい促進事業	1																							9	715	青少年健全育成会委員数	
132	児童青少年課	青少年の社会参加	1																							2	20	青少年委員会10人・文京区南会津町交流雪遊び実行委員会10人(人数は、役員計)	
133	児童青少年課	パネルシアター	1																							2	16	日本女子大学のパネルシアターは実施、講師1人・学生16人。目白台交流館利用者のパネルシアターは実施、講師1人。協働団体、人数:日本女子大学(目白台第二児童館)、目白台交流館利用者	
134	児童青少年課	汐見アフタースクール(汐見小学校放課後事業)	1																							1	10	汐見アフタースクール運営委員会	
135	児童青少年課	放課後全児童向け事業	1																							19	152	各校運営委員会構成メンバー:学校関係者・PTA関係者・地域関係者	
136	児童青少年課	幼児親子対象事業				1																					-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
137	児童青少年課	町会行事への協力									1															2	-	丸山町会、大原町会	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和4年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期										事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考																			
			平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成28年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数																
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人					そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人	民 間 企 業														
138	教育センター	健康・体力増進事業			1										幼稚園では日本女子大学と連携し、「園児の運動意欲や体力の向上につなげる園環境の活用提案」及び幼児と小学校低学年を対象としたイベントを実施する。小学校では、順天堂大学と連携し、都の体力調査を基に各校が作成した「体力向上推進プラン」への助言、生活習慣改善のための保護者対象の健康教室、遊びや生活の中において身体活動量や体力向上の増進を図るための体力アップ啓発資料の作成を実施する。さらに、都立駒込病院及び順天堂大学と連携し、小・中学校でのがん教育を実施する。	1																	1	3	-	日本女子大学、順天堂大学、都立駒込病院								
139	教育センター	子ども科学カレッジ	1												区内大学等の研究者を講師として招き、小学校4年生～中学生を対象に、大学の高度な学術研究の成果を体験できる講座を開催する。	1																			4	15	東京大学、お茶の水女子大学、中央大学、日本女子大学							
140	教育センター	東京大学総合研究博物館スクール・モバイル・ミュージアム	1												東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センターで展示し、トークイベント等を実施する。	1																			1	3	東京大学							
141	教育センター	地域大学等連携事業	1												区内大学等からの提案を受け、専門的知識人材等を区立小・中学校、幼稚園の教育活動に活用する。	1																			4	-	パイオニア株式会社、東京ドームシティ宇宙ミュージアムTeNQ、医学生物学電子顕微鏡技術学会、お茶の水女子大学							
142	教育センター	教員研修	1												区内大学の教授等を講師として招き、教員の指導力向上を図るため、研修会を開催する。 参加対象:幼稚園、小・中学校教員	1																			4	8	順天堂大学、東京学芸大学附属竹早小学校、筑波大学附属大塚特別支援学校、お茶の水女子大学附属中学校							
143	真砂中央図書館	ライブラリーパートナー	1												区内の多彩な人材を受け入れ、より図書館サービスの充実を図るとともに、図書館運営に区民の参画を促進することにより地域住民の要望に的確に応える図書館運営を目指す。	1	1	1	1	1	1	1																9	62	ライブラリーパートナーの個人・団体登録者数				
144	真砂中央図書館	大学図書館の区民開放	1												区民に大学の附属図書館を開放する。区立図書館で受付し、閲覧証を発行する。開放期間や利用の条件などは、大学によって異なる。	1	1	1																								-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 - 例年協働団体:跡見学園女子大学、お茶の水女子大学、東洋大学、東洋学園大学、日本女子大学、文学院大学	
145	選挙管理委員会	明るい選挙推進活動	1												有権者有志の自主的活動である明るい選挙推進運動のサポートとして、「話しあい強調月間」「地区別座談会」「白ばらセミナー(講演会)」等の活動を行っている。	1																										-	125	明るい選挙推進委員数
合計			111	4	11	3	5	3	4	0	2	2				93	144	77	42	22	18	25	11	52												1,970	13,922							

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

【文京区社会福祉協議会との連携による地域課題の解決に向けた協働の取組】

区と地域を構成する様々な団体等との協働を推進し、地域の課題解決や活性化を図るため、文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」が平成30年度から文京区社会福祉協議会で実施され、区がその取組を支援しています。この事業は、区や社会福祉協議会が把握している地域課題の解決を目指す新たなつながり部門と、地域の団体等のイベントやキャンペーン事業を通して文京区での実績や関係づくりを支援するチャレンジ部門の2つからなり、部門ごとに事業を募集し、その事業を実践する活動に助成するものです。

文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」令和4年度の実績

▶新たなつながり部門

団体名	事業名
ぶんぶく屋上養蜂部	ぶんぶく屋上養蜂部
さきちゃんち運営委員会	みんながつながる「ワークスペースさきちゃんち」
KASA/Kovaleva and Sato Architects	街の庭の学校
文京アートプロジェクト	街じゅうボーダーレスアートミュージアム構想

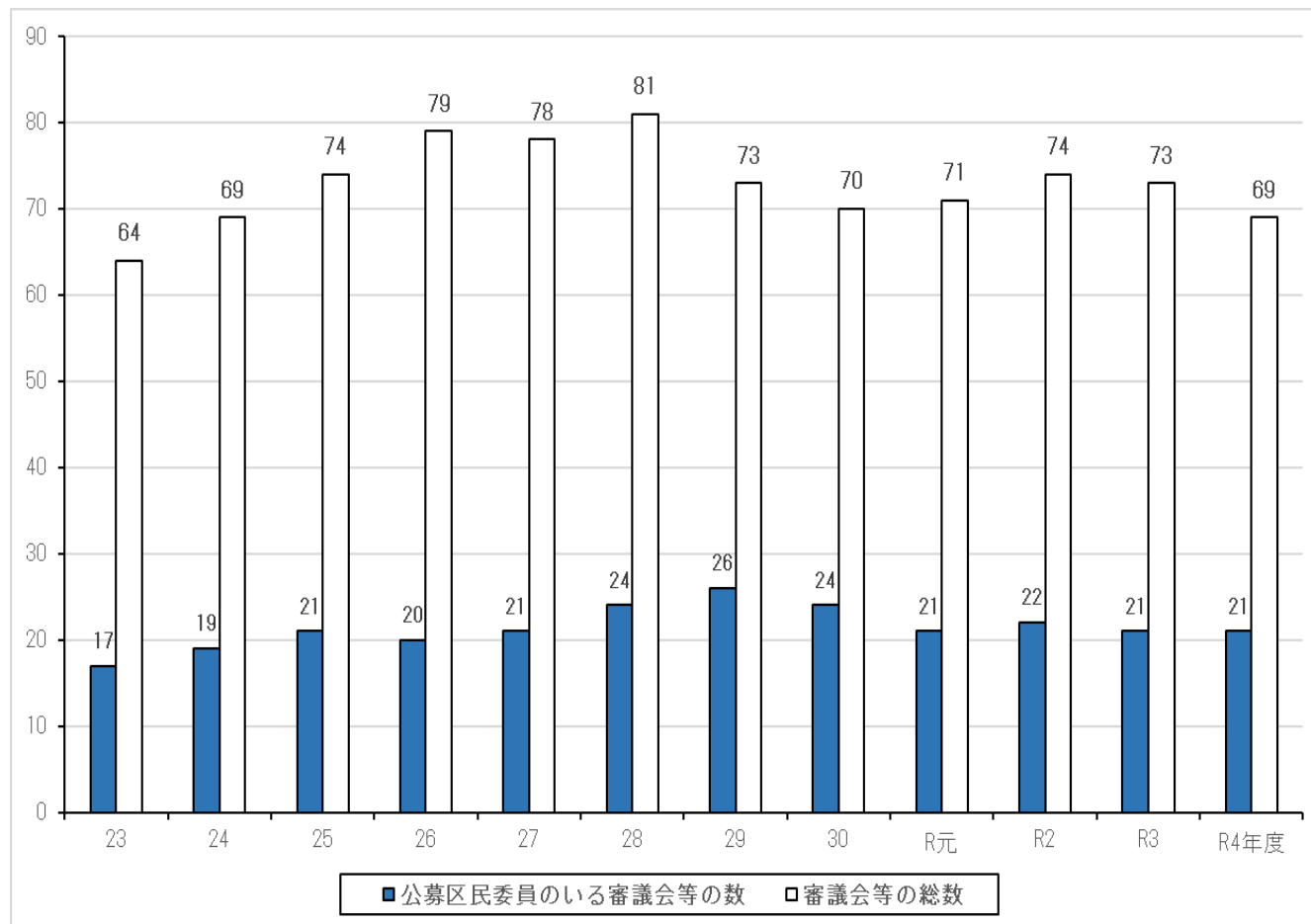
▶チャレンジ部門

団体名	事業名
いちごの会	「ノールック運動会」実施による文京区内での周知活動
千石ブックメルカード	千石ブックメルカード一箱古本市 in 千石
藍染大通り歩行者天国50周年記念誌制作委員会	藍染大通り歩行者天国50周年記念誌
株式会社ファミスク	BUNKYO faincation

2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

グラフ4 公募区民委員のいる審議会等の数

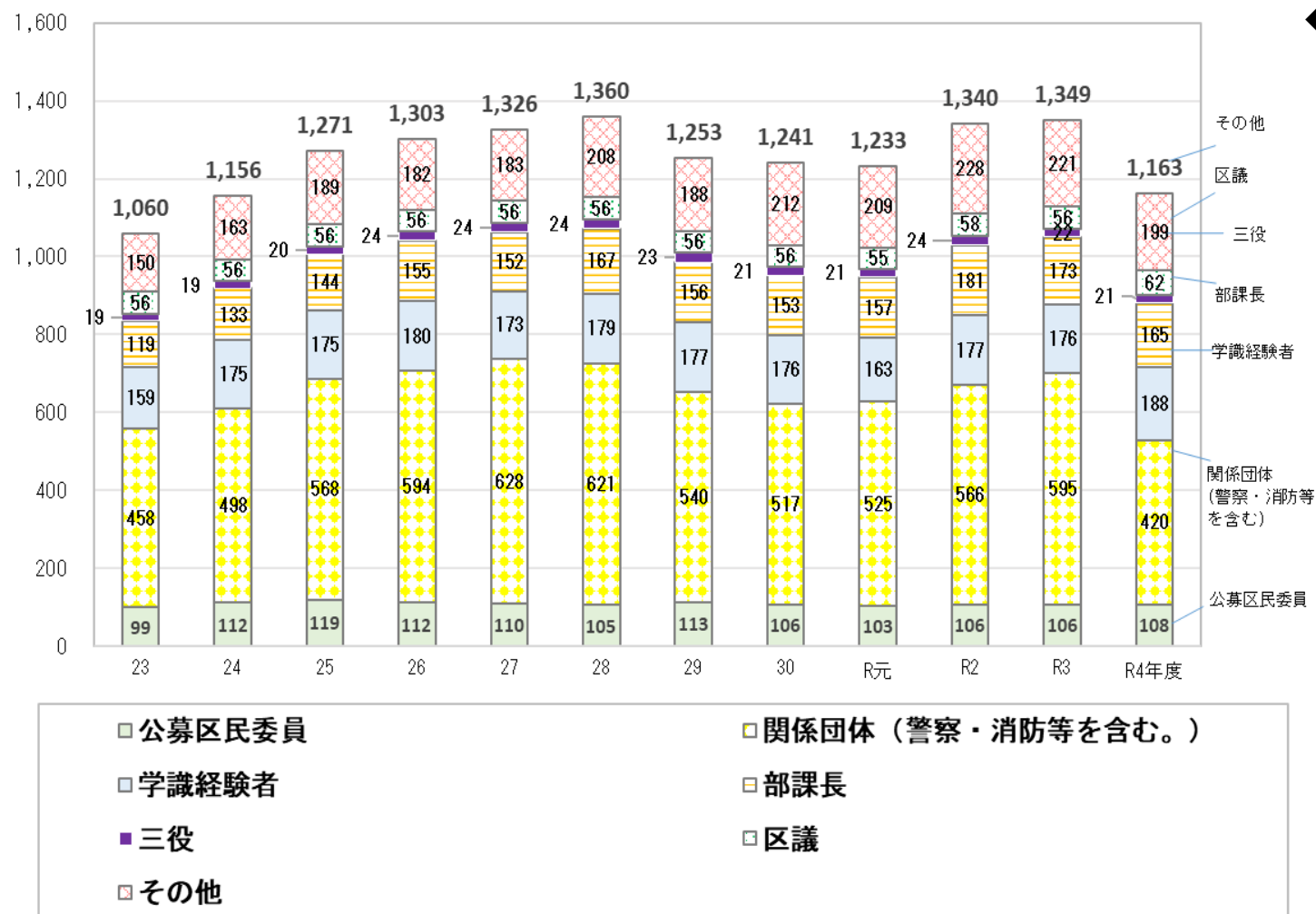


【解説】

- ◆ 審議会等の総数は、近年は 70 前半で推移しており、令和 4 年度は 69 で、昨年度と比べ 4 減となった。(うち廃止 2)
- ◆ 公募区民委員のいる審議会等の数は、20 前半で推移しており、令和 4 年度は令和 3 年度と同じく 21 であった。

グラフ5 審議会等の構成員数内訳（人）

【解説】

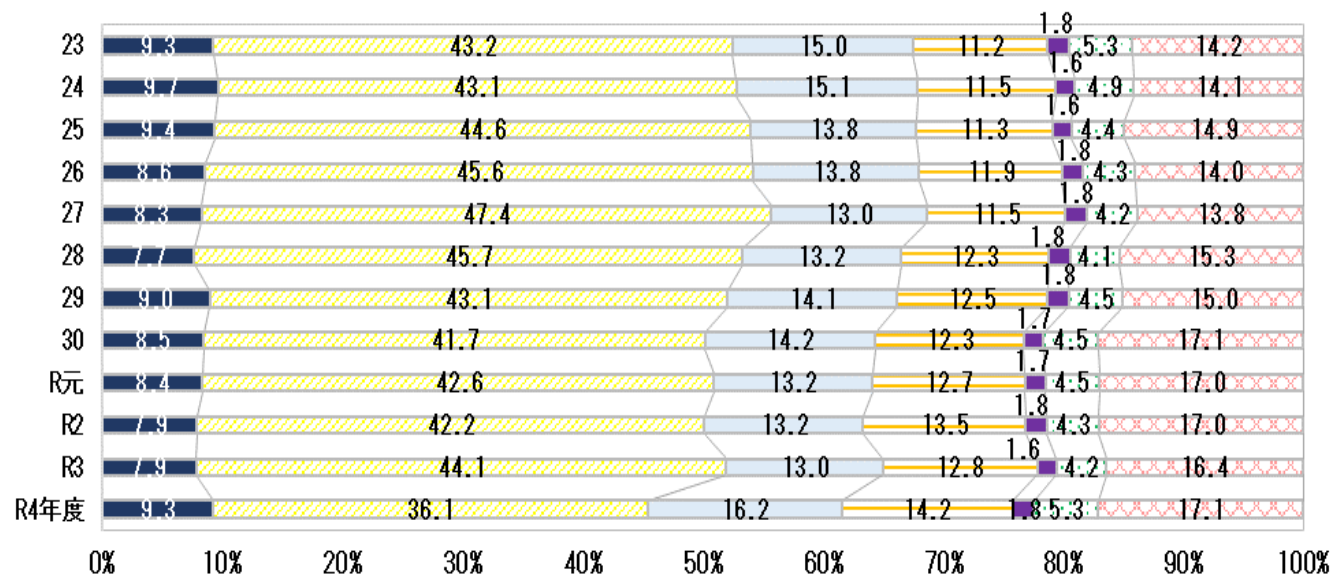


◆ 審議会等の構成員総数については、令和元年度以降増加傾向にあったが、令和4年度は令和3年度に比べ、186人の減少となった。構成員数の多い審議会等の数が減少したことが構成員の減少につながっていると考えられる。

グラフ6 審議会等の構成員割合（％）

【解説】

◆令和4年度は、令和3年度に比べ、審議会等の数は減少したが、公募区民委員のいない審議会等が主に減少したため、公募区民委員の割合は増加した。



■公募区民委員 ■関係団体（警察・消防等を含む。） ■学識経験者 ■部課長 ■三役 ■区議 ■その他

設問Ⅱ-1 審議会等構成員調査

凡例	記号	○	×	/	—
	議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
	傍聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	議事録の公開		傍聴		男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保育
																	全体会	部会	全体会	部会		
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		1					4		5	0.0	40.0		選任に当たっては、議会の同意が必要なため	○	—	○	—		設置なし
									2	2												
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2		3	0.0	66.7		選任に当たっては、議会の同意が必要なため	○	—	/	—	区長の選任によるため	設置なし
				1					1	2												
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法							4		4	0.0	25.0	会社役員1、看護師1、弁護士1、会計年度任用職員1	選任に当たっては、議会の議決が必要なため	○	—	○	—	議会の選挙により選ばれるため	設置なし
									1	1												
小計				1	1	0	0	0	0	6	4	12	0.0	41.7								
				1	0	0	0	0	0	3	1	5										

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	議事録の公開		傍聴		男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保育
																	全体会	部会	全体会	部会		
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	1				3	2	2	1	9	22.2	11.1	人権擁護委員1		○	—	○	—	委員は、関係団体からの推薦及び選挙結果のため	設置なし
									1	1												
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例					1		1	3	5	0.0	20.0	弁護士2、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	×	—	×	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし
									1	1												
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例							1	2	3	0.0	33.3	弁護士1、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	×	—	×	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし
									1	1												
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例					7	2		1	10	20.0	40.0	弁護士1		○	—	○	—		設置なし
								3	1	4												
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課(ダイバーシティ推進担当)	文京区男女平等参画推進条例					8	4	4		16	25.0	68.8			○	○	○	○	委員は学識経験者を除き、関係団体からの推薦、区民からの公募により構成されるため	設置あり(事前予約)
								5	4	2	11											
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	5	1	2	1				1	10	0.0	20.0		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	×	—	/	—	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	設置なし
					1					1	2											
10	文京区国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	2	3	17	16	12		3		53	0.0	17.0		法に定める委員構成の趣旨によるため	○	/	○	/	学識経験者を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	設置なし
					1	2	1	4		1	9											
11	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例			3	6	16	8	2		35	22.9	31.4			○	/	○	/	公募委員を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	設置なし
						2	6	3		11												
12	市町村防災会議	防災課	災害対策基本法	3	3	14	14	15		3		52	0.0	13.5		条例により、地域防災計画の作成・実施及び災害発生時には情報収集の活動をするため、公募委員はなじまないため	○	—	/	—	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	設置なし
					1	2	1		3	7												
13	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	6	1		2	2		4		15	0.0	46.7		都条例により組織が決まっているため	/	—	/	—	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	設置なし
				4					3	7												
14	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	2		3	1	6		2		14	0.0	21.4		委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	/	—	×	—	委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	設置なし
						1	1		1	3												

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由		議事録の公開		傍 聴		男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保 育
																全体会	部会	全体会	部会	全体会	部会		
15	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法							1	9	10	0.0	30.0	医師2、理学療法士1、作業療法士1、社会福祉士2、精神保健福祉士2、介護福祉士1	委員は障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者の中から市町村長が任命するものと障害者総合支援法第16条第2項に定められているため	×	—	×	—	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	設置なし	
16	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法				6	40		1	10	57	0.0	50.9	リハビリテーション専門医1、認知症サポート医2、保健師2、看護師3、社会福祉士1、介護支援専門員1	医療・介護など専門性を有する人材の確保が求められ、公募になじまないため	×	×	×	×		設置なし	
17	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	7				17				24	0.0	41.7		委員の一部は、関係団体の充て職になるため	○	—	○	—		設置なし	
18	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例					8	5	3		16	31.3	56.3			○	—	○	—		設置あり	
19	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	16	2	4		24	8.3	37.5			○	—	○	—	公募委員、学識経験者等を除き、関係団体等の代表者で構成されるため	設置なし	
20	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例			2		6		5		13	0.0	23.1		審査に関して医学・法学の知識が必要となるため	×	—	×	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし	
21	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例			1		3		1		5	0.0	20.0		審査に関して医学的な知識が必要となるため	×	—	×	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし	
22	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例					5		1		6	0.0	16.7		審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	×	—	×	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし	
23	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							12		12	0.0	16.7		審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	×	×	×	×	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし	
24	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	7			3	3	3			16	18.8	25.0			○	—	○	—	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	設置なし	
25	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	6	4			5	5			20	25.0	15.0			○	—	○	—	区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てるため	設置なし	
26	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法							6		6	0.0	0.0		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	○	—	○	—	第2ブロック合同で運営しており、委員の選出に際し本区の意向のみを反映できないため	設置なし	
27	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例							3		3	0.0	33.3		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	／	—	×	—	委員退任の際に、後任委員候補を推薦するため	設置なし	
28	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例			3	2	3	2	4		14	21.4	35.7	弁護士1、司法書士1、建築士1、宅地建物取引士1		○	×	○	×	行政機関は職にある者を充てているため。公募委員は成績上位者のため。	設置なし	
29	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	6	5			5	2	6		24	8.3	29.2			○	×	○	×	区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てているため	設置なし	
30	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例					11	6	2		19	31.6	42.1			○	要旨 ○	○	○		設置なし	
31	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例							7		7	0.0	14.3		専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	○	○	○	○	分野によっては女性の学識経験者が少ないこともある。改選時には性別が偏らないように努力する。	設置なし	
32	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	8	2	1	7			25		43	0.0	30.2		青少年関係団体相互の連絡調整的要素が強いため	○	○	○	／	委員の一部は、関係団体の充て職になるため	設置なし	
				53	10	52	61	183	42	110	30	541	7.8	30.7									
			小計	16	3	5	13	62	16	34	17	166											

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	議事録の公開		傍聴		男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保育
																	全体会	部会	全体会	部会		
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱					15	11	2		28	39.3	35.7			○	○	○	○	団体の推薦者に男性が多かったため。次回改選時には男女比に考慮するよう働きかける。	設置あり(事前予約)
								2	7	1	10											
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱						15			15	100.0	53.3			○	○	/	/		設置あり(事前予約)
									8		8											
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2	2	15						19	0.0	10.5		個人情報を取り扱うため	/	—	/	—	委員は、充て職となっているため	設置なし
					1	1				2												
36	文京区いじめ問題調査委員会	総務課	文京区いじめ問題調査委員会設置要綱				1			3	4	0.0	25.0		個人情報を取り扱うため	×	—	—	—	選出者に男性が多かったため。次回改選時には、男女比に考慮する。	設置なし	
								1	1													
37	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱			5				1	1	7	0.0	14.3	指定管理者の専門的知識を有するもの	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	要旨○	—	—	—	学識経験者を除き、委員は充て職となっているため	設置なし
									1	1												
38	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会設置要綱			1		10	4	1	1	17	23.5	17.6	B-ぐるに関し調査研究等の実績がある者		要旨○	—	/	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし
								2	1		3											
39	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱			2		5		1	8	0.0	12.5		専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	—	—	—	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし	
									1	1												
40	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱			2		3		4	9	0.0	11.1		専門知識を有する人材確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	○	—	/	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし	
									1	1												
41	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱			2				2	4	0.0	0.0		専門知識を有する人材確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	○	—	/	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし	
										0												
42	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱					19	9	5	33	27.3	39.4			○	○	○	○		設置あり(事前予約)	
								8	5	13												
43	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱			11	3	7		1	22	0.0	18.2		関係団体との連絡調整等を図る会議のため	○	—	○	—	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし	
						2	1	1		4												
44	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			1	11				3	15	0.0	53.3	医師2、福祉施設長1	厚生省社会局長通達により委員構成が定められているため	×	—	×	—		設置なし
							8			8												
45	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱					14	5	1	20	25.0	35.0			○	○	○	×	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし	
								5	2	7												
46	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会要綱			4	2	15		2	1	24	0.0	33.3	精神科医師1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	○	○	○	○	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし
						1	1	6		8												
47	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱			4		14		2	4	24	0.0	29.2	当事者委員4	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針により協議会の構成を決定したため	×	—	×	—	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし
						1		2		4	7											
48	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱							3	3	0.0	0.0		医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、かつ、個人情報を取り扱うため	/	—	×	—	医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、かつ、個人情報を取り扱うため	設置なし	
										0												
49	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱							3	3	0.0	0.0		医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、かつ、個人情報を取り扱うため	/	—	×	—	医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、かつ、個人情報を取り扱うため	設置なし	
										0	0											
50	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱			4		2		7	2	15	0.0	20.0	園児又は保護者の代表2	高度に専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	○	/	○	×	委員全員の推薦により、次の委員が決定されるため	設置なし
						1				1	1	3										
51	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱			1	7				9	17	0.0	41.2	私立幼稚園長6、区立幼稚園長3	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	要旨○	—	×	—	関係団体の代表者で構成されるため	設置なし
						1					6	7										

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	議事録の公開		傍 聴		男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保 育
																	全体会	部会	全体会	部会		
52	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱			6	11			2	3	22	0.0	54.5	私立保育園事業者	個人情報を取り扱うため	／	—	／	—	特定の職に対し委員を充てているため	設置なし
53	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会要綱		1	10		11				22	0.0	18.2		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	／	両医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	設置なし
54	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱		1	11		8				20	0.0	15.0		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—	両歯科医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	設置なし
55	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	2	3	2		22				29	0.0	48.3		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし
56	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1		11		4		16	0.0	6.3		医学の専門と関係団体との連絡調整が必要なため	○	—	○	—	団体、大学病院は、当該団体の考え方によるため	設置なし
57	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱			1		4		1		6	0.0	50.0		審議内容に関して医学的知識が必要となるため	×	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし
58	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱			1	6	5			7	19	0.0	15.8	区内医療機関7	感染症発生時の関係機関の役割等を審議する会議のため	×	—	×	—	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	設置なし
59	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱			3		17			1	21	0.0	47.6	関係団体利用者1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	○	—	○	—	委員は、関係団体からの推薦によるため	設置なし
60	文京区既存不適格建築物特例協議会	都市計画課	文京区既存不適格建築物特例協議会設置要綱			2				2		4	0.0	0.0		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	×	—	／	—	特定の職に対し委員を充てているため	設置なし
61	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	都市計画課	文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱			2	11	9	4	2	3	31	12.9	22.6	交通事業者2、関係事業者1		○	—	○	—	公募委員、学識経験者等を除き、特定の職に対して充てている、又は関係団体等による推薦のため	設置なし
62	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱			6		5	5	5		21	23.8	14.3			要旨 ○	—	○	—	公募委員、学識経験者等を除き、特定の職に対して充てている、又は関係団体等による推薦のため	設置なし
63	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	4	2	1	8	14				29	0.0	13.8		実施機関の代表者による組織運営のため	／	／	／	／	官公署の長は充て職となっている。団体推薦は当該団体の考え方によるため	設置なし
64	文京区自転車活用推進計画等策定協議会	管理課	文京区自転車活用推進計画等策定協議会設置要綱			1	6	7	4	2		20	20.0	15.0			○	—	○	—	官公署の長は充て職となっている。団体推薦は当該団体の考え方によるため	設置なし
65	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱				1	5	5	3	5	19	26.3	42.1	事業者5		○	—	○	—	特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし
66	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱					6	4	2	1	13	30.8	38.5	事業者1		○	—	○	—	特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	設置なし
67	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱					9			2	11	0.0	18.2	校長2	関係団体の代表者による組織運営のため	×	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	設置なし
68	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱			2	31			10	120	163	0.0	63.8	校園長教諭120	特別支援教育に関する専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	×	×	×	×		設置なし
69	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱			6	7			1	2	16	0.0	12.5	校長2	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	／	／	×	×	特定の職に対し、委員を充てているため	設置なし
				8	10	113	98	237	66	72	165	769	8.6	35.4								
				2	5	15	42	63	33	18	94	272										
			小計	62	21	165	159	420	108	188	199	1322	8.2	33.5								
			合計	19	8	20	55	125	49	55	112	443										

資料3 公募区民委員調査

令和5年3月31日現在 企画課調査

No.	公募区民委員のいる 会議体	担当課	公募委員導入時の状況		現在の公募委員 数 ()内は定数		審議会 等構成 員数	割合(%)	審議会等の構成員全体に占め る公募区民委員割合の考え方	公募区民委員の応募資格				募集方法					選考方法			選考 委員会				
			導入 時期	人数	区内					年齢等	資格等の積極要件(上段) 除外事由・消極要件(下段)	区 報	T V	C A	ち ら し	H P	その他	抽 選	審 査				その他			
					在 住	在 勤													在 学	申 込 書	論 文			面 接		
1	文京区基本構想推進 区民協議会	企画課	22年 6月	10	11	(12)	28	39.3	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	文京区基本構想の推進に関心がある者 区職員、区議会議員又は基準日に 2つ以上の区の審議会等の委員で ある者	○	—	○	○	住民基本 台帳から 500人を無 作為抽出	—	○	—	○	無作為及 び公募を 実施。	○	
2	メディアパートナ ー会議	広報課	13年 4月	20	15	(15)	15	100.0	区民により構成されるワーキン ググループであるため、100%で ある。	○	○	○	高校生以上	区の広報活動に関心がある者 —	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	○	
3	文京区情報公開制度 及び個人情報保護制 度運営審議会	総務課	15年 7月	2	2	(2)	9	22.2	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	情報公開制度、個人情報保護制度 に関心がある者 区職員、区議会議員又は2つ以上 の区の審議会等の委員である者	○	—	—	○	—	○	—	○	—	○	○	
4	特別職報酬等審議会	総務課	11年 9月	2	2	(2)	10	20.0	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満20歳以上	— ①区議会議員若しくは区職員又はこれらの 者の配偶者若しくはこれらの者と2親等内 の血族 ②2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	○	
5	文京区男女平等参画 推進会議	総務課(ダ イバーシ ティ推進担 当)	10年 4月	2	4	(4)	16	25.0	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	区の男女平等参画推進施策に関心 がある者 区職員、区議会議員又は区の審議 会等の委員に2つ以上在籍してい る者	○	—	○	○	男女平等セ ンター、図 書館に申 込書を設 置	—	○	○	○	—	○	○
6	「文の京」安全・安 心まちづくり協議会	危機管理課	17年 7月	6	8	(8)	35	22.9	区民参画をより進めるために公 募委員の枠を6人から8人へ増や した。(平成21年～)	○	○	○	満20歳以上	— 区職員、区議会議員又は区の審議 会等の委員に2つ以上在籍してい る者	○	—	○	○	地域活動 セン ター、図 書館等に 申込書を 配置	—	○	—	○	—	○	○
7	コミュニティバスB- ぐる沿線協議会	区民課	22年 10月	3	4	(4)	17	23.5	全体的なバランスを考慮	—	—	—	満18歳以上	B-ぐるを利用する方 区議会議員若しくは区職員又は応 募の時点で2つ以上の区の審議会 等の委員である者	○	—	○	○	—	○	○	○	—	○	○	

No.	公募区民委員のいる 会議体	担当課	公募委員導入時の状況		現在の公募委員 数 ()内は定数		審議会 等構成 員数	割合(%)	審議会等の構成員全体に占め る公募区民委員割合の考え方	公募区民委員の応募資格				募集方法				選考方法			選考 委員会			
			導入 時期	人数	区内					年齢等	資格等の積極要件(上段) 除外事由・消極要件(下段)	区 報	T V	C A	ち ら し	H P	その他	抽 選	審 査			その他		
					在 住	在 勤													在 学	申 込 書			論 文	面 接
8	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	10年7月	2	9	(9)	33	27.3	審議会等における区民公募委員選出基準(15文企第270号)に規定されている「公募委員の員数の比率は、当該審議会等の全委員数の25%以上とするよう努める」に基づく。	○	—	—	満18歳以上	—	—	○	○	ツイッター	—	○	—	○	○	
9	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	19年4月	3	5	(5)	20	25.0	委員会の規模及び全体のバランスを考慮した構成である。	○	—	—	—	—	—	○	—	○	ツイッター Facebook	—	○	—	○	○
10	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	25年8月	5	5	(5)	16	31.3	原則として25%を超えるよう設定している。	○	○	○	満20歳以上	○	—	○	○	住民基本台帳から300人を無作為抽出	—	○	—	○	○	
11	地域保健推進協議会	生活衛生課	13年4月	3	2	(5)	24	8.3	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満18歳以上	○	—	○	○	地域活動センター・図書館・行政情報センターにちらし・申込書を設置	—	○	○	○	○	
12	文京区都市計画審議会	都市計画課	13年10月	1	3	(3)	16	18.8	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満20歳以上	○	—	○	○	区の都市計画に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	—	○	○	1次	2次	○
13	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	都市計画課	令和2年4月	4	4	(4)	31	12.9	協議会の規模及び全体のバランスを考慮	○	○	—	満18歳以上	○	—	○	○	高齢者、障害者、子育てでベビーカー利用をされている方 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者 公務員	—	○	—	○	2次	○
14	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	令和4年4月	5	5	(5)	21	23.8	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満18歳以上	○	—	○	○	区の都市計画に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	—	○	○	1次	2次	○

No.	公募区民委員のいる 会議体	担当課	公募委員導入時の状況		現在の公募委員 数 ()内は定数		審議会 等構成 員数	割合(%)	審議会等の構成員全体に占める 公募区民委員割合の考え方	公募区民委員の応募資格				募集方法					選考方法			選考 委員会				
			導入 時期	人数	区 内					年齢等	資格等の積極要件(上段) 除外事由・消極要件(下段)	区 報	T V	C A	ち ら し	H P	その他	抽 選	審 査				その他			
					在 住	在 勤													在 学	申 込 書	論 文			面 接		
15	文京区景観づくり審議会	住環境課	12年7月	5	5	(5)	20	25.0	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満20歳以上	区の景観形成に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	ツイッター	—	○	○	1次	○	2次	○
16	文京区住宅政策審議会	住環境課	13年10月	2	2	(2)	25	8.0	全体のバランスを考慮し、区民委員7人のうち、関係団体からの推薦5人、公募2人としている。	○	—	—	満18歳以上	住宅施策に関心がある者 区の審議会等の委員に2つ以上就いている者	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
17	文京区空家等対策審議会	建築指導課	29年7月	3	3	(3)	14	21.4	審議会の規模及び全体のバランスを考慮した構成である。	○	○	○	満18歳以上	区の空家等対策施策に関心がある者 区職員、区議会議員又は就任時に区の審議会等の委員に2つ以上就いている者	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○
18	文京区自転車活用推進計画等策定協議会	管理課	令和3年4月	4	4	(4)	20	20.0	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	区の自転車活用及び自転車走行空間整備に関心がある者 区議会議員、区職員、応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○
19	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	23年9月	5	5	(5)	19	26.3	審議会等における区民公募委員選出基準(27文企第559号)に規定されている「公募委員の員数の比率は、当該審議会等の全委員数の25%以上とするよう努める」に基づく。	○	○	○	満18歳以上	地球温暖化問題に関心がある者 ・文京区職員又は文京区議会議員 ・2以上の区の附属機関等の委員	○	—	○	○	ツイッター	—	○	—	○	作文	○	○
20	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	29年9月	5	4	(5)	13	30.8	審議会等における区民公募委員選出基準(27文企第559号)に規定されている「公募委員の員数の比率は、当該審議会等の全委員数の25%以上とするよう努める」に基づく。	○	○	○	満18歳以上	区の生物多様性に関心がある者 ・文京区職員又は文京区議会議員 ・2以上の区の附属機関等の委員	○	—	○	○	—	—	○	—	○	作文	○	○
21	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	16年12月	5	6	(6)	19	31.6	審議会等における区民公募委員選出基準(15文企第270号)に規定されている「公募委員の員数の比率は、当該審議会等の全委員数の25%以上とするよう努める」に基づく。	○	○	○	満18歳以上	清掃・リサイクル事業に関心がある者 区議会議員若しくは区職又は応募の時点で2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	ツイッター 区設掲示板、LINE(課)	—	○	—	○	○	○	○

※ 公募区民委員が25%以上の割合は47.6%(21団体中10団体)

資料4 行政委嘱委員・区政協力員等の調査

令和5年3月31日現在 企画課調査

担当部	担当課	委員等の名称	根拠規程	人数	活動内容
企画政策部					
	企画課	専門委員	専門委員の設置等に関する規則	1	基礎自治体としてより主体的で積極的な区政運営を推進するため、内外の情勢に精通した広い視野から提言を行う。
	広報課	法律相談員	文京区法律相談運営要綱	20	法律問題全般に関する相談
		税務相談員	文京区税務相談設置運営要綱	10	税務問題全般に関する相談
		不動産相談員	文京区不動産相談取扱要綱	8	土地や建物などの不動産売買、賃借等に関する相談
		人権擁護委員	人権擁護委員法	8	人権侵害や身の上に関する相談
		行政相談委員	行政相談委員法	4	国、独立行政法人等国政に関する相談
		区民相談員	文京区行政情報センター設置要綱	5	区民等の日常生活及び区政に関する相談
総務部					
	防災課	消防団員	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	361	各種の防災活動、警戒活動及び区民への防火・防災意識の向上
	危機管理課	青色防犯パトロール隊員	文京区青色防犯パトロール実施要綱	3	青色防犯パトロールの実施
	危機管理課	客引き行為等防止推進員	文京区客引き行為等防止指導員及び文京区客引き行為等防止推進員に関する要綱	52	①客引き行為の防止に関する広報及び啓発 ②客引き行為をしていると認められる者に対する注意喚起
区民部					
	区民課	日赤婦人奉仕団員	文京区赤十字婦人奉仕団規約	33	献血及び地域奉仕（特養ホーム洗濯物たたみ等）活動、災害時救援品の引渡し等
	経済課	経営相談員	文京区経営相談室設置要綱	10	月曜日～金曜日（国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の9時30分～16時30分に経営相談、融資あっせん審査その他中小企業指導育成に関する業務を行う。
		中小企業支援員	文京区中小企業支援員設置要綱	3	経営の安定や振興を図るため、中小企業支援員が区内企業を訪問し、企業の現状や課題に合った国、都、区の中小企業向け支援施策の紹介や情報を提供し、活用を促進する。
		消費生活相談員	文京区消費生活センター消費者相談室運営要綱	5	月曜日～金曜日（国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の9時30分～16時に商品・サービスに係る相談・苦情に対するアドバイス、消費生活向上に向けた啓発を行う。

アカデミー推進部					
スポーツ振興課	スポーツ推進委員	スポーツ基本法、文京区スポーツ推進委員に関する規則	22	区民に対し、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行う。地域におけるサークル・グループ等自主的組織を指導育成する。行政機関や民間団体の開催するスポーツ行事・事業に関する企画及び運営協力を行う。	
	スポーツ交流ひろば指導員	文京区学校施設におけるスポーツ交流ひろばの実施に関する規則	178	生涯スポーツの普及及びコミュニティの育成を目的として、区内小中学校を開放しているスポーツ交流ひろば事業における実技指導・管理運営等を行っている。	
	スポーツリーダー	文京区スポーツ推進委員・スポーツリーダー地域派遣要綱	34	地域におけるスポーツ愛好者の団体やスポーツの振興を目的とするグループに対し、スポーツの実技指導を行う。	
福祉部					
福祉政策課	民生委員・児童委員	民生委員法 民生委員法施行令	140	地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の調査、相談及び援助活動を行う。福祉関係の行政機関と協働し、問題が起こったときは、速やかに連絡を取り合う等のパイプ役として活動する。	
	民生・児童委員協力員	東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱、文京区民生・児童委員協力員事業実施要領	2	地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、一緒に活動することで、地域の安全・安心を高め、地域福祉力の向上を図ることを目指す。	
高齢福祉課	高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」	文京区高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」制度実施要綱	34	一人暮らしの高齢者等のご自宅を定期的に訪問し、話し相手となって孤独感や不安感を和らげ、合わせて安否の確認等を行う。	
	救急通報協力員	文京区高齢者救急直接通報システム事業運営要綱	4	救急通報システム利用者が専用通報器により消防庁へ通報したときに、消防庁からの要請により、鍵を開ける等の協力を行う。	
障害福祉課	手話通訳者	手話通訳者派遣事業実施要綱	26	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者から手話通訳者の派遣希望があったときに、手話通訳者（区登録済）として活動する。	
	身体障害者相談員	身体障害者福祉法	5	身体障害者の①地域活動の推進、②更生援護に関する相談・指導、③関係機関に対する協力。身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等	
	知的障害者相談員	知的障害者福祉法	4	知的障害者の①家庭における養育、生活などに関する相談・指導・助言、②施設入所、就学、就職などに関する関係機関への連絡。知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等	
子ども家庭部					
子ども家庭支援センター	文京区子どもの最善の利益を守る法律専門相談員	文京区子どもの最善の利益を守る法律専門相談運営要綱	6	養育費等、子どもの利益を守るための法律的な相談	
	(仮称) 文京区児童相談所運営計画検討委員会	(仮称) 文京区児童相談所運営計画検討委員会設置要綱	6	「(仮称) 文京区児童相談所運営計画(案)」の策定、その他区長が必要があると認めた事項に関して検討を行うこと。	

保健衛生部					
	生活衛生課	動物の飼養指導員	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱	14	動物に関する専門的知識を有する立場から、動物の飼養管理等について相談を受け助言指導する。
		犬猫の正しい飼い方普及員	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱	28	犬猫の正しい飼い方について、保健所と協力し、飼い主のマナー等普及啓発をする。
		食品衛生推進員	食品衛生法、文京区食品衛生推進員設置要綱	12	①食品営業者から食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行う。②保健衛生部長が開催する食品衛生推進会議に参加する。③区が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力する。④地域の食品衛生に関する情報を収集する。
都市計画部					
	住環境課	景観アドバイザー	文京区景観アドバイザー設置要綱	4	景観まちづくり施策の一層の推進を図ることを目的に、景観形成に関する専門的な助言を行う。
会計管理室					
	会計管理室	公金管理アドバイザー	文京区公金管理運用委員会設置要綱	1	会計管理者が管理する公金の安全な管理及び効率的な運用を図ることを目的に、必要な助言を行う。
教育推進部					
	教育総務課	青少年委員	文京区教育委員会青少年委員に関する規則	30	学校支援を中心に、学校、PTA、家庭、地域、行政のパイプ役として、また、地域の青少年教育のトータルコーディネーターとして活動している。
	真砂中央図書館	ライブラリーパートナー	文京区立図書館ボランティア活動実施要綱	個人62 団体9	児童サービスとしておはなし会の実演や会場での誘導・整理、障害者サービスとして対面朗読、図書館資料の音訳・点訳、また、書架整理及び本の修理等を行っている。
選挙管理委員会					
	選挙管理委員会事務局	投票管理者・投票立会人	公職選挙法、同法施行令	182	投票管理者は、選挙ごとに置かれ、その投票に関する事務を行う（26投票所×1人）。投票立会人は、投票事務の執行について、公正に行われるように立ち会う（26投票所×6人）。
		明るい選挙推進委員		125	明るい選挙推進運動の一環として、選挙時の棄権防止や投票日の周知、経常時の政治、選挙に関する意識の向上等の啓発を行っている。